

平成24年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策

NO.1

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
1	愛知	H24. 4. 18 (水) 9:00 頃 40 年	男	71	治山	約 1 週間	復旧治山 工事（工 事支障木 下見）	当日、被災者は 8:00 頃から現場代理人含め 5 名で復旧治山工事の準備作業をしていた。このうち被災者を含む 3 名は支障木伐採を行うための下見を行っていた。 9:00 頃被災者は、沢を移動中足を滑らせ約 2m 滑落、臀部を強打し、腰に痛みが走った。（履き物はスパイク付き地下足袋）	1. 歩行中は、常に足元に注意するとともに、スパイク地下足袋等の場合は、沢や岩石地など滑りやすい箇所は避けて歩行すること。また、岩石地が主体の箇所では、ノンスリップの履き物で作業を行う等の措置を講じること。 2. 高齢者に対する安全対策については、加齢による心身機能の変化や高齢労働者の災害防止等について周知すること。（高齢化時代の安全・衛生－東京労働局 HP 参照）
2	南木曾	H24. 5. 19 (土) 16:00 頃 16 年	男	47	生産	約 6 週間	集材線架 設作業	当日、被災者は同僚 5 名と集材線架設作業に従事していた。 巻上用エンドレス索の引き回しが完了し、キャレージの手前で巻上用エンドレス索を仮止めしていた三徳バイスを外すため、先柱（ナラ 胸高直径：70cm 樹高 18m）に安全ベルトと木登りカンジキで高さ 4 m まで登り、左手で主索（径 20mm）を掴み、右手で安全ベルトを外し主索上へ掛け替えようとしたとき、両足のカンジキが滑り、足から地面へ落下した際右膝が右顎にあたった。	1. 集材線の架設作業は、安全が確保できる手順を作業者全員で確認し実施すること。 2. 安全帯の使用については、集材機器や枝等の障害物により、フックの掛け替えの必要の有無を確認し、必要な場合には無胴綱状態を防止できる「1 本つり／U 字つり兼用（常時接続型：補助フック付）安全帯等を使用すること。 3. 立木への昇降にあたっては、転落防止等のため、地形や立木の径級等から判断して安全帯や梯子等適切な方法で実施すること。 4. また、カンジキの使用については、確実に幹に打ち込み登ること。
3	木曾	H24. 6. 13 (水) 13:30 頃 18 年	男	48	造林	約 2 ヶ月	伐木集材 作業（伐 倒作業）	当日、被災者は同僚 1 1 名と伐木集材作業（伐倒作業 4 名、ヘリ集材 8 名）に従事していた。 13:30 頃、被災者は人工林ヒノキ（胸高直径 34cm、樹高 18m）を伐倒したところ、予定した伐倒方向がやや狂いミズギ（胸高直径 36cm、樹高 18m）に当たり、その際、伐倒木の根元がずり上がり右足の内側に当たった。	1. 伐木の作業を行う場合には、作業者にあらかじめ退避場所を選定させ、かつ伐倒の際に迅速に退避させなければならない。退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ立木の陰等の安全なところでなければならないこと。（労安則 47 条、防止規程 23 条） 2. 胸高直径が 20 センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、くさびを 2 本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならないこと。（防止規程 26 条）
4	東濃	H24. 6. 18 (月) 16:45 頃 15 年	男	47	治山	約 3 ヶ月	復旧治山 工事（大 転石間詰 工作業）	当日、被災者（左岸間詰：玉掛け補助者）は、現場代理人及び同僚 4 名（A（バックホウ運転手）、B（左岸間詰：玉掛け責任者）、C・D（右岸間詰））の 6 名で大転石間詰の積み上げ作業に従事していた。 16:45 頃、同僚 A が大転石を吊り天端部（積高 2.90m）に付設しようとバックホウ（クレーン機能付）を操作していたとき、何らかの原因により玉掛けワイヤーより吊っていた大転石（幅 60cm、長さ 80cm 厚さ 40cm）が抜け落ち、大転石間詰の下部で玉掛けワイヤーを片付けていた被災者の方向に向かって転がり、同時に同僚 B が被災者に退避するよう叫んだが間に合わず、被災者は大転石と谷止工の壁に左足をはさまれ受災した。	1. 荷のつり上げの作業を行う場合には、つり上げた荷と接触又はつり上げた荷の落下による労働者に危険が生ずるおそれがある箇所に労働者を立ち入らせないこと。（労安則 第 164 条） 2. 玉掛け作業を行う場合は、①事業者は、クレーン等の運転者、玉掛け者、合図者、玉掛け補助者等の配置を決定するとともに、その中から当該玉掛け等作業に係る責任者を指名すること。②指名された責任者は、つり荷の質量、形状及び数量が事業者から指示されたものであるかを確認するとともに、使用する玉掛用具の種類及び数量が適切であることを確認し、必要な場合は、玉掛用具の変更、交換等を行うこと。③玉掛け者は、玉掛けに当たっては、つり荷の重心を見極め、打合せで指示された方法で玉掛けを行い、安全な位置に退避した上で、合図者に合図を行うこと。また、地切り時につり荷の状況を確認し、必要な場合は、再度着地させて玉掛けをやり直す等の措置を講じること。（玉掛けガイドライン）

平成24年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策

№.2

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事作業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
5	岐阜	H24. 6. 26 (火) 16:00 頃 38 年	男	58	治山	約 1 ヶ月	アタッチ メント交 換	当日被災者は、同僚 1 名（重機オペレーター）と岩盤掘削作業（バックホウ ブレーカー）に従事していた。岩盤掘削を終え、破碎された岩盤の排土を行うため、バックホウに装着したブレーカーからバケットへの交換作業を行っていた。（被災者は、手元作業。同僚は、バックホウの運転） 16:00 頃、被災者はバケットとバックホウの取り付け部を合わせ、連結する穴（連結するピンを挿入する穴）を確認したところ、スパーサーがずれていることに気づき同僚に声をかけた。同僚は、一旦取り付け部を分離してからスパーサーのずれを直そうとバックホウのアームを動かしたとき、被災者が大きな声をあげ右手首を左手で支えながらその場でうずくまった。（被災者は、スパーサーを指で直そうとして穴に指を入れていた模様）	事業者は、車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業を行なうときは、当該作業を指揮する者を定め、その者は、作業手順を決定し、作業を指揮すること。（労安則 165 条）
6	木曽	H24. 6. 28 (木) 14:00 頃 18 年	男	43	造林	約 2 ヶ月	伐倒作業	当日、被災者（現場代理人）は、同僚 6 名と伐木集材作業（伐倒作業 3 名、集造材作業 4 名）に従事していた。 14:00 頃、被災者は人工林カラマツ A（胸高直径 20cm、樹高 20m）を伐倒したところ、約 2m 上部の伐倒木につるがらみとなっていた人工林カラマツ B（胸高直径 14cm、樹高 13m）が根こそぎ倒れ、被災者の背中上部に覆いかぶさるように倒れてきた。	1 労働者は、伐倒前につるがらみ等上方の状況を確認すること。 2 事業者は、伐木の作業を行なうときは、立木を伐倒しようとする労働者に、つる等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせなければならないこと。 また、労働者は、そのことを行なわなければならないこと。（労安則第 477 条、防止規程 22 条） 3 つるがらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前につる類を取り除かせなければならない。事前に取り除くことができない場合には、同じ方向に同時に伐倒することとし、まず、伐倒方向の側にある木の受け口を大きめに作り、追い口を切り、くさびを打って重心を移動させておき、次に他の木を、先にくさびを打ったままにしておいた木の方向に倒し、同時に伐倒させなければならない。（防止規程 21 条）
7	南木曽	H24. 7. 11 (水) 13:35 頃 24 年	男	42	治山	約 1 週間	治山運搬 路開設作 業	当日、被災者は同僚 5 名と治山運搬路開設作業に従事していた。現場代理人 A と同僚 B は現場管理業務、被災者と同僚 C は岩盤人力小割作業、同僚 D は大型ブレーカ、同僚 E はバックホウの運転に従事していた。 午後から被災者は、路体切土工の岩盤小割作業を同僚 C と実行していた。 13:35 頃、同僚 C が削岩機で削孔し、被災者が穴にセリ矢（矢と心棒）をセットしていた。心棒の向きを直すため抜き取ろうと、ハンマーで心棒の突起部を下方から上に向け軽く叩いたところ、何かが左目に飛び込んだ。	削岩機を使用（その作業の補助する者を含む）する作業においては、岩や器具の破片等が飛散する可能性があることから、保護眼鏡等適切な保護具を着用すること。

平成24年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策

№.3

番号	署等	発生日時 経験年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事作 業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
8	伊那谷	H24.9.4 (火) 8:20頃 3ヶ月	男	21	治山	約3週間	山腹工 片付け 作業	当日、被災者は同僚2名（A：資材運搬、B：ケーブルクレーン運転手）と施工の終了した山腹工の後片付けに従事する予定であった。 現地、林道松川入線上でのミーティング終了後、後片付けに必要な資材をケーブルクレーンで山腹工施工箇所へ運搬するため、荷吊場（谷止工施工箇所）まで資材を人力で運搬していた。1回目の運搬が終了し、8:20頃、次の資材を林道上へ取りに向かうため、施工中の谷止工床掘土砂上部を歩行中、浮き石（約70×80×40cm）に乗ったところ、その浮き石と共に掘削土砂斜面に約1.0m落下、浮き石に右足脛内側をぶつけて被災した。	1. 作業場に通じる場所及び作業場内には、作業員が使用するため安全な通路を設けること。（労安則 540 条）その際、浮き石等の危険物は取り除くこと。 2. 今回の場合は、山腹工事で使用した歩道が作設されていたが、谷止工の床掘のため一部壊したところである。このように従前使用していた歩道が使用できなくなる場合は事前に迂回路等を設置すること。 3. 掘削土砂を掘削部の上部もしくはのり肩付近に仮置きする場合は、掘削面の崩落や土砂等の落下が生じないように留意すること。 4. 掘削土砂を盛土等して作業場所を作設する場合は、土砂の転圧を確実に行うとともに盛土のり面の不安定な転石等は除去すること。 5. 通路外を歩行しなければならない場合、転石等の不安定な物の上には乗らないこと。
9	中信	H24.9.10 (月) 10:50頃 16年	男	70	立木販売	約2ヶ月	伐倒枝 払作業	当日、被災者（枝払）は同僚5名（A（伐倒）、B（枝払）、C、D（集材：グラップル）、E（造材））と林業専用道新設工事に伴う林道支障木の伐木集材作業に従事していた。 10:50頃、同僚Aはカラマツ（胸高直径約16cm、樹高約18m）を伐倒中、追い口切りに取りかかる時、被災者及び同僚Bに声で連絡した。その後、伐倒木が倒れ始めたが予定した伐倒方向が狂い、約12m離れた場所で枝払い作業をしていた被災者の左側頭部に伐倒木の枝が当たり被災した。	1. 伐倒の合図と退避確認の徹底を行うこと。（労安則 479 条） 2. 立木を伐倒する場合には、立木の樹高の1.5倍の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならないこと。（防止規程 16 条） 3. 作業計画を定め適切な人員配置を行うこと。（林業木材製造業労働災害防止規程 123 条） 4. この災害での立木はクサビの使用基準の対象木ではなかったが、偏心木、胸高直径20cm以上の伐倒はクサビを2本以上使用する等、確実に伐倒方向に倒れるよう措置すること。（防止規程 26 条）
10	東濃	H24.9.25 (火) 8:40頃 3ヶ月	男	23	造林	約3ヶ月	造材作 業	当日、被災者（造材）は同僚5名と山土場で前日まで集積された全幹材の造材小運搬作業（グラップル運転1名・造材3名・小運搬1名（現場代理人））に従事していた。 8:40頃、被災者はヒノキの末口径22cm・採材長4mの箇所をチェーンソーで玉切った際、木口に段差ができたので修正しようとチェーンソーを当てたところ、勢いが余り刃先が左足甲に当たり被災した。	1. チェーンソーを用いた造材等に当たっては、チェーンソーの重量を木で支えるようにし、かつ、チェーンソーを無理に木に押し付けけないこと。（林業・木材製造業労働災害防止規程第 128 条(4)） 2. また、チェーンソーバーの延長方向に足を置くなど危険な姿勢をとらないとともに、力の配分に気をつけること。 3. 山土場でのチェーンソーによる造材作業に当たっては、安全な作業姿勢がとれる等、安全な作業スペースを確保すること。
11	木曽	H24.10.17 (水) 9:00頃 41年	男	71	治山	約1ヶ月	土留工 施工準 備作業	当日、被災者・現場代理人A（土留工床掘箇所の測量）及び同僚2名の4名でコンクリート土留工施工に伴う準備作業に従事していた。 9:00頃、Aがトランシットの三脚を据え付けたあと、斜長約7m離れた場所へ野帳を取りに移動した。被災者は、6m下方で床掘位置を確定するため、プリズム設置作業に従事していた。Aは音で振り返ると、作業位置より約10m下の沢に仰向けに転落した被災者を確認した。	1. 急傾斜地の作業に当たっては、周囲の状況を把握するとともに、安定した姿勢で作業ができるよう足場・足元の確認・確保を行うこと。必要に応じて命綱を使用すること。 2. 高齢者に対する安全対策について周知すること。また安全衛生講習会等も活用する。 3. 今回の災害は、災害発生後の連絡等が遅れたことから、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備及び教育訓練の実施などの措置を講じること。（「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン策定について」）

平成24年度 請負事業体等における休業4日以上の災害発生状況と対策

NO.4

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業 見込	休業 見込	従事作 業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
12	東濃	H24. 10. 20 (土) 10:20 頃 7 年	男	34	治山	10日間	床堀作業	当日、被災者（削岩機）は同僚A（人力）と2名でブロック積土留工床掘作業に従事していた。 10:20 頃、被災者が床掘作業していた時、使用していた削岩機の芯が何らかの原因により折れ、削岩機の本体が地面に落ちバウンドした後、その先端部が被災者の左足甲に当たり被災した。	1. 事業者は、労働安全衛生法施行令第6条第9号で定められた作業を行うときは、地山の掘削作業主任者を選任すること。 2. 掘削作業主任者は、掘削作業を行う前に器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
13	東信	H24. 10. 29 (月) 16:50 頃 15 年	男	39	造林	約3ヶ月	トラック運材荷卸作業	当日被災者は、生産した木材をトラックに積み、運材指定土場に16:40 頃到着した。到着後すぐに、一人で荷下ろしのためトラック荷台上部に登り、最初に胴締め荷締機をはずし、続いて前部のステーに付いているチェーンをはずした後、最後に後部のステーのチェーンをはずそうと中心付近まで移動した時、足元の荷材が動いたことによりバランスを崩し、地面（コンクリート）へ足から落ち被災した。	1. 不安定な荷の上を移動しないこと。 2. 荷や荷台の上ではできる限り作業を行わず、可能な限り地上から又は地上での作業とすること。 3. トラックの積み込み、積み卸し作業は、荷台の材上でできる限り行わないよう、荷締め作業は荷の横で行うこと。 4. 荷の上で作業を行う場合、高さ2m以上では荷台の両脇に転落防止の網を張る等の措置を講じること。（労働安全衛生規則第518条） 5. 荷の上で作業を行う場合、荷台乗る前に材の安定を確認すること。また、墜落による危険を防止するため荷台の端に近づかないこと。
14	東信	H24. 10. 31 (水) 9:40 頃 13 年	男	59	治山	約3ヶ月	足場撤去作業	当日、被災者は同僚9名（被災者及びA（現場代理人）B：第1号コンクリート谷止工の足場の撤去片付け作業等、同僚4名：第2号コンクリート谷止工のコンクリート打設作業、同僚3名：第1号コンクリート谷止工の型枠組立作業）により作業を実施していた。 被災者は同僚Bと足場の撤去片付け、同僚Aは左岸袖上の間積み位置出しのための測量を実施していた。9:40 頃、堰堤上部の足場資材の片付けのため梯子を上ったが、約1.5 mのところ梯子を踏み外しバランスをくずして、梯子の右側へ背中から仰向けに落下し被災した。	1. 移動はしごには、すべり止め装置の取り付けやその他転位を防止するために必要な措置を講じること。（労働安全衛生規則第527条） 2. はしごの上り下りには、足元に注意して行うこと。
15	中信	H24. 11. 14 (水) 10:50 頃 5 年	男	38	林道	約2ヶ月	ふとん枠設置（杭打）作業	当日は、林業専用道新設工事に8名（ふとんかご設置のための固定用くい打設作業2組：同僚A（ハンマー打ち）と被災者（杭支え）、同僚B（ハンマー打ち）と同僚C（杭支え）、同僚Dは土捨場整理、同僚E・F・Gが擁壁型枠組立て）で作業に従事していた。 10:50 頃、同僚Aが2回ハンマーで打ちつけた後、被災者が杭（直径約6 cm 正角、長さ約80 cm）の固定状況を確認しようとして、左手を杭の頭に置いたとき同僚Aがハンマーを杭に打ちつけたため、左手甲にハンマーが当たり被災した。	1. くい打設等2人以上で行う作業は、作業前に作業員間で合図の方法を確認した上でおこなうこと。 2. くい打設作業をする場合、ハンマーを打つ者は杭を押さえる者の手の位置に注意すること。また、杭をおさえる者は、杭の頭に手を置かないこと。

平成 2 4 年度 請負事業体等における休業 4 日以上の災害発生状況と対策

NO. 5

番号	署等	発生日時 経年数	性別	年齢	事業	休業 見込	従事作 業	災 害 の 概 要	防 止 対 策
重 大	木 曽	H24. 11. 19 (火) 11:20 頃 年	男	76	造 林	死亡	忌避剤 塗布 (歩行 中) 作 業	当日は始業前のミーティングの後、被災者と同僚 2 名 (A、B) で忌避剤塗布作業に従事していた。 11:00 頃に作業が終了し、作業者 3 名全員 (同僚 A が先頭、同僚 B が 2 番目、被災者は最後尾を歩行) で作業現場から林道に通じる歩道を使い下山を開始した。11:20 頃、歩道上で被災者の前を歩いていた同僚 B が「バサッ」という音がしたため、後方を振り返ると被災者が歩道から斜面 (約 55 度) を転落していくところを目撃した (転落は斜距離で約 42 m)。	1. 転落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときはロープを張ることや、危険が予想される通路等はテープで標示するなどの措置を講じること。(労安則 518 条) 2. 足場の確保及び足元の確認等を徹底する。